

被差別部落にハンセン病が多いと記している（「所謂特殊部落」、『大観』1巻6号、1918年10月）。社会的には、ハンセン病を遺伝病とみなす認識が広く流布していたことは疑いえない。1937（昭和12）年に刊行された小松茂治『癩の社会的影響』（診療社出版部）にも、被差別部落にはハンセン病が多いが、その一因は「血族結婚」によると説明されている。このようなハンセン病を遺伝病とみなす認識は、被差別部落への婚姻忌避を正当化するものであったことは明らかである。

2. 本多慧孝の認識

こうした、被差別部落にハンセン病患者が多いという偏見に満ちた俗説のなかで、無視し得ないのが、全生病院教誨師であった真宗大谷派僧侶本多慧孝の認識である。本多は、1912（大正1）年9月より全生病院の教誨師となり、1913（大正2）年3月から5月まで大谷派の命により、「全国の癩病療養所と私立癩病院と癩村とを視察して、西は鹿児島県より北は北海道に至る迄、大小隈なく巡歴せり。此際特に地方に就て癩病発生の病竈地を調査し」、その結論として「一に落武者の土著せし者及び遠来の帰化人の土著せし特殊部落にして自ら他と婚姻を避けて血族結婚をのみ為せるを以て同族間に伝染したれども、幸に穢多と称せられて社会より度外視せられしを以て、社会に伝染する事少なかりき」と述べている（本多慧孝「国家的解決を待つ癩病問題」、『国家医学会雑誌』330号、1914年7月）。本多の視察には全生病院長池内才次郎、同病院機関士中野辰蔵も同行している（本多慧孝「癩探」、『救済』3編5号、1913年5月）。本多の視察は単に真宗大谷派の命じるところだけではなく、全生病院の活動の一環でもあったと考えられる。そうであるならば、「癩病発生の病竈地」として被差別部落を特定する本多の認識は、光田健輔らハンセン病患者の絶対隔離を目指すひとびとにとり、無視し得ないものとなる。全国の被差別部落の所在地を把握しておこうと考えるのは自然であった。

1916（大正5）年5月12日、全生病院は、北海道庁と各府県に「特殊部落調附癩村調」を照会した。「特殊部落」とは、19世紀末に成立した被差別部落に対する差別的呼称である。なぜ、全生病院がこのような調査を照会したかと言えば、被差別部落にはハンセン病患者が多いという俗説があったからである。絶対隔離に向けて、俗説であろうとも、被差別部落の所在地を確認しておこうというのが、この調査照会の目的であったと考えられる。

また、ここにある「癩部落」とは、実際にハンセン病患者がいるかどうかではなく、「癩血統者」の村として婚姻忌避などの差別を歴史的に受けてきた集落である。1920（大正9）年、内務省衛生局は、『各地方ニ於ケル癩部落、癩集合地ニ関スル概況』をまとめているが、それによれば、「癩部落」とされ、婚姻忌避などの差別を受けている地区は、以下のとおりである（【表Ⅱ-1】）。